

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。
 これからの時代を生き残るためには、“夢”を持つことが大事な
 ことだと思えます。
 企業もまた、“志”“夢”“独自性”を
 持つ、未来を思い描くことが
 必要だと思えます。

ぜひ、今年一年、夢を語るだけでなく
 叶えようとする“心意気”を持って、実現に
 向けて進んでいきましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税制改正大綱、決定！
- ◇確定申告にあたり
- ◇新春のご挨拶



謹んで新春のお慶びを申し上げます 平成28年 元日

税制改正大綱、決定！

平成 28 年度税制改正大綱が昨年 12 月 16 日に了承されました。消費増税時に導入する軽減税率がなかなか決まらなかったため、当初予定の 10 日から 6 日遅れの正式決定となりました。

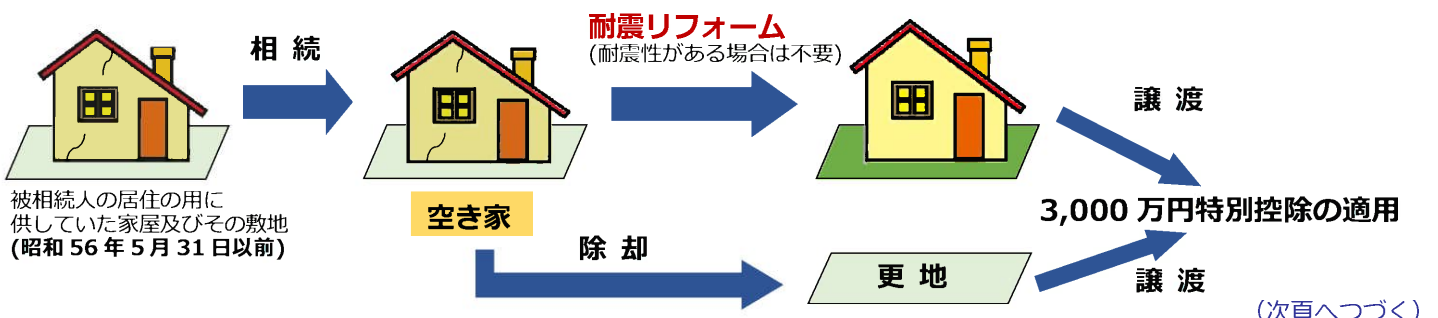
ポイントについては別紙で概説しますが、この紙面では、法人税、所得税の主な改正について解説いたします。

1. 所得税

1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除

概要 相続時から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から 3,000 万円を控除することができます。〔適用期限：平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間の譲渡〕

- 主な適用要件**
- ①相続した家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（区分所有建築物（マンション等）を除く。）であって相続発生時に、被相続人以外に居住者がいなかったこと。
 - ②譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで、居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
 - ③譲渡価額が 1 億円を超えないこと。



(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2) 市販薬購入額のうち 12,000 円を超える支出を控除

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、いわゆるスイッチ O T C 薬の購入費用を年間 1.2 万円を超えて支払った場合、その購入費用（年間 10 万円を限度）のうち 1.2 万円を超える額が所得控除されます。

① 本特例の適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組

○次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）を受けていることを要件とします。

- a. 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- b. 予防接種
- c. 定期健康診断（事業主健診）
- d. 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
- e. がん検診

② 控除対象医薬品

○スイッチ O T C 薬

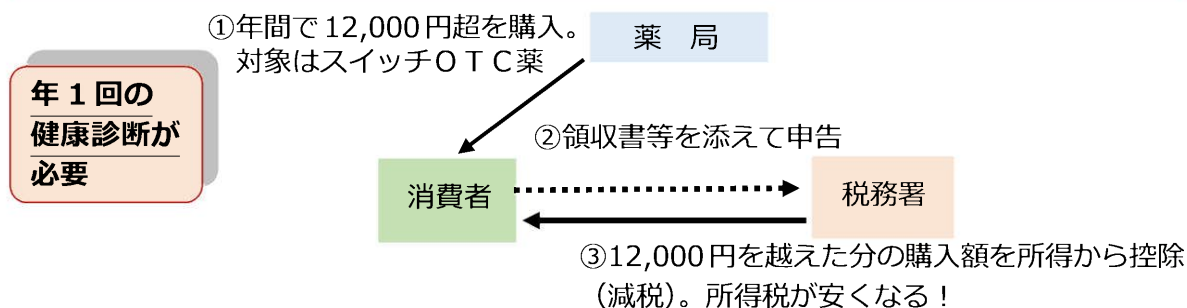
⇒要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から一般用へ転用された医薬品（ただし、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（代表的なものとして、胃腸薬のガスター10（第一三共ヘルスケア）、鎮痛剤のナロンメディカル（大正製薬）などがあります。）

③ 医療費控除との関係

○本特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることはできません。

市販薬を年間 12,000 円超購入すると所得税の負担を減らせる新制度



3) 通勤手当の非課税枠を月 150,000 円に引上げ

現 行…通勤先から支給を受ける通勤手当又は通勤用定期乗車券については、**現在、月 100,000 円まで非課税**とされています。

改 正 案…最近の通勤手当に係る動向を踏まえ、通勤手当又は通勤用定期乗車券についての**非課税限度額が月 150,000 円に引き上げ**られます。

区 分	課税されない金額	
	現 行	改 正 案
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高 10 万円）	限度額を 15 万円に引上げ
②自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道の距離に応じて設定	（現行どおり）
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高 10 万円）	限度額を 15 万円に引上げ
④交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の合計額（最高 10 万円）	限度額を 15 万円に引上げ

※上記の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

（次頁へつづく）

2. 法人税

1) 生産性向上設備投資促進税制の廃止へ 100%即時償却廃止！

生産性控除設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は、平成28年度末の適用期限をもって廃止することとなり、関係規定は削除されます。

- 注1：普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）及び税額控除率の上乗せ措置は、平成28年3月31日とされている適用期限を延長しない。
- 注2：上記の関係措置（環境関連投資促進税制、雇用促進税制等）について、所要の見直しを行う。

先端設備

- 機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物付属設備で、一定金額以上のもの
- 最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

- 機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物及びソフトウェア
- 投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業等等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたもの



	～平成28年3月31日	～平成29年3月31日
機械装置など	即時償却又は5%税額控除	50%特別償却又は4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は3%税額控除	25%特別償却又は2%税額控除

即時償却は、平成28年3月31日までに**事業供用までしないと適用となりませんので、今年の3月前後の設備投資は『事業供用』時期にご注意ください。**

2) 建物付属設備及び構築物等について定率法廃止

平成28年4月1日以後に取得をする建物付属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却方法について、定率法が廃止され、これらの資産の償却の方法が下記の通りとなります。

資産の区分	償却方法
建物付属設備及び構築物（鉱業用のこれらの資産を除く。）	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、建物付属設備及び構築物に限る。）	定額法又は生産高比例法

（注）リース期間定額法、取替法等は存置する。

3) 交際費等の損金不算入制度についてその適用期限を2年延長

現 行……法人が平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち、飲食のための支出（社内接待費を除く。）の50%を超える金額（中小法人の場合には、飲食のための支出の50%と年800万円を選択した上、それを超える金額）は、損金の額に算入しないとされています。

改 正 案……適用期限（平成28年3月31日）を2年延長されます。

4) 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額

中小企業等々の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限が2年延長されます。

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めて通知しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。 ※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。

改正点 「財産及び債務の明細書」が「財産債務調書」に変わりました！

「財産及び債務の明細書」は、提出対象者を絞った上で、より詳細な内容を記載する「財産債務調書」へと生まれ変わりました。

改正の主な内容

1. 対象者が“資産家”へと絞られました

これまでの条件に加え、保有財産額の要件が追加されました。改正後における提出対象者は下のフローチャートをご参照ください。

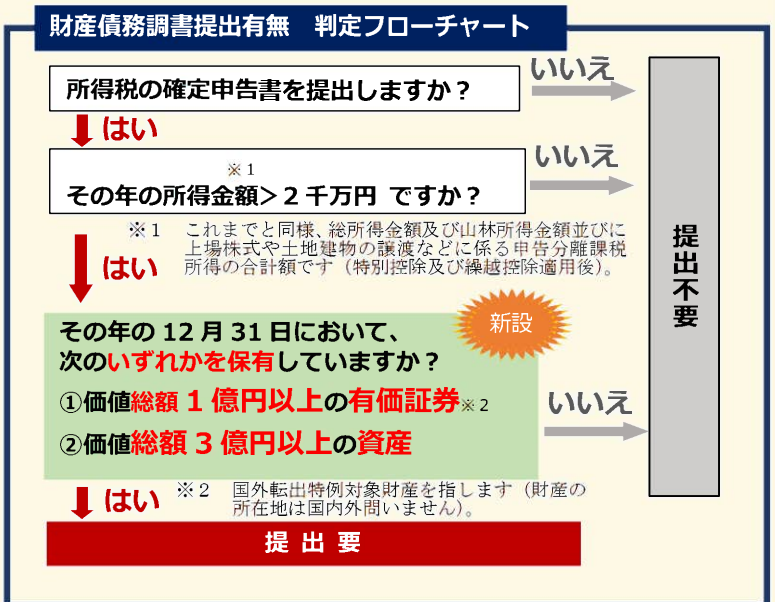
2. より詳細な記載が必要になりました

これまでよりも詳細な財産債務の記載が必要となります。

3. 罰則規定が設けられました

財産債務調書は、提出しなかっただけでの罰則はありませんが、記載すべき財産等に関して申告漏れが生じた場合には、ペナルティとしての加算税が5%加重されます。期限を過ぎた後の提出でも一定の場合は加重の対象となりませんが、提出しなかったことによるリスクを理解しておく必要はあります。また、財産債務調書自体に質問検査権が認められていますので、税務署（国税局）は必要に応じて質問・検査・提示要求・留置をすることができます。

そのため、税務署からの質問に答えない、検査を拒否または妨害するなどの行為や、税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否をする等については、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される罰則規定が設けられています（国外送金等調書法9三・四）。この質問検査権に関してもご注意ください。



参考文献： ■(株)ロータス21 ニュースPRO ■読売新聞



弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



あけましておめでとうございます。昨年末の消費税改正は最悪の結果となり、「複数税率」の影で「インボイス方式」の採用が決まりました。これは中小企業にとっては相当の負担となります。今年も皆様にホットな情報の提供をしていきます。本年もよろしくお願ひ致します。

副所長 中山 昌実

旧年中のご厚情に深く感謝を申し上げます。皆様におかれましては様々な自然・経済環境に対応され、災害もなく、平穏な一年であることを祈念いたします。本年も、弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

取締役 中野 一弘

【発行】 株式会社オフィスマツヒロ/光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスマツヒロ/光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!



ミツヒロニュース



平成 28 年度 税制改正大綱の主な内容

個人所得課税	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設	相続した家屋を相続人が必要な耐震改修または除却を行って売却した場合に譲渡所得から 3,000 万円を控除。
	既存住宅の 3 世代同居改修工事に係る特例の創設	自己の所有する家屋に一定の 3 世代同居改修工事を行った場合、工事費用のローン残高の一定割合または標準的な工事費用の 10% を税額控除。
	セルフメディケーション推進のためのスイッチ OTC 薬控除の創設	スイッチ OTC 薬の購入費用を年間 1 万 2,000 円超支払った場合、購入費用のうち 1 万 2,000 円を超える部分を所得控除。
固定資産税	農地保有に係る課税強化・軽減	農地利用の効率化・高度化を促すため、一定の条件により農地の固定資産税の課税を強化または軽減。
	中小企業者等に対する機械および装置の固定資産税の特例措置の創設	中小企業者が一定の機械および装置を取得した場合、その機械および装置に係る固定資産税の課税標準を 3 年間、2 分の 1 とする。
法人課税	生産性向上設備投資促進税制の廃止	生産性向上設備投資促進税制は 28 年度末の適用期限をもって廃止。
	減価償却制度の見直し	建物と一体的に整備される建物付属設備や構築物について償却方法を定額法に一本化。
	欠損金の繰越控除制度の見直し	27 年度税制改正で決定した欠損金の繰越控除の見直しについて、企業経営への影響を平準化する観点から見直す。
	外形標準課税の拡大等	27 年度税制改正で 28 年度に 8 分の 4 とするとしていた大法人向けの法人事業税の外形標準課税を 8 分の 5 に拡大。あわせて、所得割（地方法人特別税を含む）の標準税率を 28 年度に 3.6% 引き下げる。
	地方法人課税の偏在是正	法人住民税法人税割の税率を引き下げ、地方法人税の税率を同相当分引き上げ、その税収全額を地方交付税原資化。また、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設。地方法人特別税・譲与税は廃止し、法人事業税に還元。
	企業版ふるさと納税の創設	地方公共団体が行う地方創生を推進する一定の事業に法人が行った寄附について、法人住民税等から税額控除。
	雇用促進税制の見直し	対象となる雇用増を有効求人倍率が低い地域における無期・フルタイムの雇用増に限定。
	少額減価償却資産の特例の見直し	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から従業員の数が 1,000 人超の法人を除外。
	組織再編税制の見直し	共同事業を行うための株式交換等に係る適格要件のうち役員継続要件について、株式交換等前の特定役員の前がその株式交換等に伴って退任をする株式交換等でないことなどとする。
	役員給与の課税要件の見直し	法人の役員給与について、利益連動給与の算定指標の範囲に ROE その他利益に関連する一定の指標が含まれることを明確化。
国際課税	BEPS 関連	多国籍企業グループの活動状況に関する情報を国際的に共通の様式に基づき報告することを求める制度などを整備。

【参考文献：週刊税のしるべ 3198 号】

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp